

役場からのお知らせ

納期のお知らせ

● 2月に納めるもの ●

保育料	1月分	2月12日
固定資産税	4期分	2月28日
国民健康保険税	10期分	2月28日
介護保険料	10期分	2月28日
後期高齢者医療保険料	8期分	2月28日
水道料	2月分	2月28日
町営住宅	2月分	2月28日

● 3月に納めるもの ●

保育料	2月分	3月11日
保育料	3月分	4月 1日
後期高齢者医療保険料	9期分	4月 1日
水道料	3月分	4月 1日
町営住宅	3月分	4月 1日

※3月31日が日曜日のため4月1日となります

※口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

水道環境課からのお知らせ

浄化槽設置整備事業の補助金が変わります!!

八百津町では合併浄化槽の設置に対して補助金を交付していますが、平成25年4月1日より、浄化槽設置補助金が下記のとおりになります。なお、対象地域等に変更はありません。

□補助金額

区分	人槽区分	補助金額(最大)
普通浄化槽(※1)	5人槽	409,000円
	7人槽	563,000円
	10人槽	924,000円
窒素または燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽(※2)	5人槽	444,000円
	7人槽	563,000円
	10人槽	924,000円

※1 普通浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg／ヶ月(日間平均値)以下の機能を有するもの。

※2 窒素または燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽

普通浄化槽の機能を有し、放流水の総窒素濃度が20mg／ヶ月以下または総燐濃度1mg／ヶ月以下の機能を有するもの。(平成24年度に設置される補助対象浄化槽のすべてが窒素または燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽でした。)



□対象地域 公共下水道区域および農業集落排水事業にとりこめない地域

□その他 補助金は年度毎の予算の範囲内で交付されるため、補助金交付申請時に当年の受付が締め切られている場合があります。補助金は補助金交付申請書が提出された順に受け付けています。

私たちが生活の中で利用した水は、生活排水として排出されています。生活排水による河川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るために、浄化槽設置整備事業補助金を活用して浄化槽設置をお願いします。

詳しくは、役場1階 水道環境課までお問い合わせください。

□お問い合わせ先 役場1階 水道環境課 水道係 ☎ 43-2111(内線2124)まで